

《研究ノート》

平安時代における礼楽思想と天皇奏楽

— 盛唐以前と比較して —

森 新之介*

The Emperors' Musical Performances and The Theory of Rites and Music in The Heian Era : Compared to China from Ancient Times to The Tang Dynasty

MORI Shin'nosuke

要旨

漢代の『礼記』楽記篇において大成された儒家の礼楽思想は、君子が琴瑟などによって心を治め、君臣がともに楽を聴いて和敬すべきことなどを説く。しかし、天子がすべきことは楽の演奏でなく、その制度を設計監督したり音を聴いて世の治乱を知ったりすることであった。漢の元帝や成帝が奏楽したことは、礼楽思想の実践でなくただの趣味だったと見るべきである。唐の太宗は礼楽を重んじながらも、政治が善ければ音楽は問わないとする特殊な音楽思想を示した。これは礼楽思想を打破するものであり、天子奏楽への道が拓かれた。そのため玄宗は公然と奏楽し、天才を發揮した。日本では奈良時代に強調された礼楽思想が平安時代に減衰し、それとともに天皇が楽器を演奏するようになった。酔舞する群臣の前で奏楽した淳和帝や、鼓琴吹管が漢の成帝に比せられた仁明帝は、平安時代の天皇奏楽が礼楽思想によるものでなかったことを示している。天皇奏楽の背景にあったものは、漢代の礼楽思想でなく盛唐の好楽気風だったと考えられる。

キーワード : 平安時代、礼楽思想、天皇奏楽、楽器、楽記篇

目次

問題の所在

1. 議論の前提
2. 先唐における音楽思想と楽器演奏
3. 唐代における音楽思想と楽器演奏
4. 奈良平安時代の礼楽思想と天皇奏楽

結語

* 早稲田大学高等研究所

問題の所在

近年、平安時代の政治思想史や文学思想史の研究で、礼楽思想が注目されつつある。その主な原因は、音楽史研究で用いられていたこの分析概念を豊永聡美が一連の研究、殊に著書『中世の天皇と音楽』（吉川弘文館、2006）で政治史研究に導入し、天皇の楽器演奏と関連付けたことに求められよう。

豊永は同書で、平安時代の天皇が楽器を演奏するようになったことについて、斯く述べる。

音楽を理解したり、楽器を演奏したりする(詠うという行為も含める)行為は、その人に徳性を付与するものと考えられ、君主が正善な音楽を体得し、社会に広めることにより平和が成就されるという儒教の礼楽思想に基づいて音楽は国家統治に不可欠であるとされた[…]

[豊永 2006:3]

楽を国家統治の要諦とする礼楽思想がわが国に移入され、定着するのに伴い、天皇は音楽を奏上されるばかりではなく、自身で演奏するようになり、平安期中頃には帝王学の一つとして管絃楽器の習得が重んじられるようになった。[豊永 2006:5](注1)

この豊永の著書については、論証が不足しているとか、議論を単純にしているとかいう批判もすでに幾つかある(注2)。しかし、そもそも礼楽思想の理解に問題があるとか、礼楽思想で天皇奏楽は説明できないとかいう批判は、刊行から10年以上を経過しても未だ見えない。

平安時代における礼楽思想の厚薄やその天皇奏楽との関連を議論するためには、当然ながら、まず漢土で成立した礼楽思想が如何なるものかを正しく理解しなければならない。そして本稿の結論を一部先取りして言えば、平安時代において礼楽思想は稀薄であり、稀薄だったからこそ天皇が奏楽するようになったと考えられる。

以下、まず第1項で議論の前提について整理し、第2、第3項で漢土の盛唐までの音楽思想と楽器演奏について概論する。そして第4項で、奈良平安時代の礼楽思想と天皇奏楽について検証する。これらの作業によって、平安時代の音楽史や政治史、文学史など諸研究に問題提起したい。

1. 議論の前提

礼楽思想と天皇奏楽についての先行研究の多くには、4つの大きな混同があったと考えられる。

その第1は、楽と礼楽の混同である。周知の如く、漢土では古来、儒墨道法などの諸家が音楽についての理論を提唱した。それら数ある音楽思想の一つが儒家の礼楽思想であり、楽はすなわち礼楽でない。

尤海燕は、「律令制を根幹に据え、儒教を基点にして築かれた日本古代の政治制度や政治思想の中では、いうまでもなく、礼楽思想は大きな地位を占めていたはずである」とし、「礼楽思想は

「楽」を中心とする」「楽」のみでも「礼」の存在が前提になっていて、「礼楽」の意味を十分に含み得る」[尤 2013 : 33-34]と述べる。しかし、平安時代の漢学が儒学一色だったかのような予断は危険であり、たとえば音楽への言及があったからと言って、その背景に礼楽思想があったに違いないと臆断すべきでない。

第 2 に、天子と君子も混同されてきた。天子は、一日の政務が「万機」と称されるほどに多忙を極める。幼冲の時に習ったり、潜龍の時に好んだりすることはよいとしても、奏楽は即位の後に天子として行うべきことでない。諸書で説かれる如く、天子がすべきは制礼作樂すなわち礼楽の制度設計であり、もしすでに礼楽が制作されたのであればその監督である。経学において天子の楽器演奏は恐らく禁止されていないが、だからと言って推奨されてもいないであろう。

次項で述べる如く、楽器演奏を君子の修めるべきものとする説は古来儒書に散見される。しかし、君子は臣下を対象として言うことも多く、君子のすべきことと天子のすべきことは必ずしも同じでない。例えば、『礼記』曲礼下篇第 2 に「君無_レ故玉不_レ去_レ身、大夫無_レ故不_レ徹_レ鼎、士無_レ故不_レ徹_レ琴瑟」とある。ここで理由なく懸鐘琴瑟を遠ざけてはならないとされているのは、君でなく大夫と士のみである。

第 3 に、聴樂すなわち音楽の鑑賞と奏樂すなわち音楽の演奏も混同されてきた。例えば『礼記』樂記篇第 19 には、『荀子』樂論篇第 20 とほぼ同じく「樂在_二宗廟之中_一、君臣上下同聽_レ之、則莫_レ不_レ和敬」という文がある。礼楽思想において、君臣上下が樂によって必ず和敬するのは、これをともに聴くからであってともに奏でるからでない。

『礼記』樂記篇などによれば、音には「治世之音」「乱世之音」「亡国之音」があるという。そして平安末期、建久 3 年(1192)以前成立の守覚法親王『右記』は、「管絃音曲等事」条に

絃管在_二左右_一、君臣知_二治乱_一云々。移_レ風易_レ俗、莫_レ善_二於樂_一云々。然則布_レ政有_二礼樂之兩規_一。聖君必聽_二諸音_一、心知_二乱世治国之憂喜_一者也。

とある。豊永聡美はこれを引用して、「古代に続き中世においても、明らかに中国の礼楽思想が日本社会にも影響を及ぼしていた。このため、中世の天皇にとって音楽は単なる嗜好の対象にとどまらず、国家統治の面からも習得すべきものとされた」[豊永 2006 : 54]と述べる。しかし、治乱を知るために諸音を聴くべきだからと言って、天皇が親しく楽器を演奏しなければならないということにならない(注 3)。なお、「移_レ風易_レ俗、莫_レ善_二於樂_一」は言うまでもなく『孝経』広要道章第 15 の文である。

そして第 4 に、先唐と唐代も混同されてきた。従来の平安時代音楽史研究では、まず漢代までの音楽思想を整理した後、それが平安時代の音楽思想に影響したと主張することが通例となっている。しかし、日本が遣使によって大いに摂取した文化や思想は、漢代でなく隋唐、殊に唐代のものであった。平安時代の音楽史研究でも当然、唐代の音楽思想を参照すべきである。

平安時代音楽史についての先行研究では、福島和夫が唐代について「中国において礼楽思想が

再び盛んになった」[福島 2001 : 5]としている。しかし次々項で述べる如く、唐代に礼楽思想が盛んだったかは疑わしく、また仮に盛んだったとしてもそれが漢代と同じものだったとは考えられない。

以上を議論の前提として、次項以降では漢和における音楽思想と楽器演奏について検証していく。

2. 先唐における音楽思想と楽器演奏

本項では唐代より前の音楽思想と楽器演奏について概論する。

『周礼』地官司徒によれば、周代で楽は六芸の一つであり、礼射御書数とともに士が修めるべきものとされたという。殊に儒学の大成者である孔子が歌や楽を愛好したことはよく知られている(注4)。本稿で問題とする後者の楽について言えば、『論語』には次の如くある。

子曰、「人而不_レ仁、如_レ礼何。人而不_レ仁、如_レ楽何」。[八佾篇第3]

子曰、「興_二於詩_一、立_二於礼_一、成_二於楽_一」。[泰伯篇第8]

人が仁でなければ、礼や学を如何ともしようがない。また、詩に興り、礼に立ち、楽に成る、という。『荀子』楽論篇にも「君子以_二鐘鼓_一導_レ志、以_二琴瑟_一楽_レ心」とあり、孔子の後学も鐘鼓琴瑟を重んじていたことが知られる(注5)。

そして前漢、河間献王『楽記』23篇の節略とされる『礼記』楽記篇に至り、楽の意義は斯く高唱された。

曰、「楽者楽也」。

徳者、性之端也。楽者、徳之華也。

君子曰、「礼楽不_レ可_二斯須去_レ身。致_レ楽以治_レ心、則易直子諒之心油然而生矣。〔…〕」。

楽は楽であり、徳の華だ。須臾も礼楽から離れず、楽によって心を治めるべきだ、という。礼楽思想は音楽に娯楽としての性質があることを認めるが、徳から離れた音楽を許さない。

前漢の第11代元帝は奏楽を好んだらしく、その侍中は姪孫の班彪に「元帝多_二材芸_一、善_二史書_一。鼓_二琴瑟_一、吹_二洞簫_一、自度曲、被_二歌声_一、分_二判節度_一、窮_二極幼眇_一」と語ったという(『漢書』巻第9元帝紀第9賛)。そして班彪は同帝を斯く評する。

少而好_レ儒、及_二即位_一、徴_二用儒生_一、委_レ之以_レ政、貢薛韋匡迭為_二宰相_一。而上牽_二制文義_一、優游不断、孝宣之業衰焉。然寬弘尽_レ下、出_二於恭儉_一、号令溫雅、有_二古之風烈_一。[同前]

少時から儒を好み、政を儒者に委ねた。優柔不断で先帝の業を衰えさせたが、恭儉温雅で古の風烈があった、という。元帝の琴瑟を鼓し洞簫を吹いたことが好ましく評されたとは見難い(注6)。

また両漢では、各種楽器は先王により作られたとか、それぞれ徳があるとか説かれるようになった。後者の例を次に2つのみ挙げる。

琴者、禁也。所_下以禁_二止淫邪_一、正_中人心_上也。〔後漢初期の班固『白虎通義』卷第3 礼楽〕
 笛者、滌也。所_下以蕩_二滌邪穢_一、納_中之於雅正_上也。〔後漢末期の応劭『風俗通義』声音篇第6「笛」条〕(注7)

琴には禁邪の徳があり、笛には滌穢の徳がある、という。日本音楽史の先行研究では、これらが平安時代に影響した礼楽思想だとされてきた。ただし、先王作器説や楽器有徳説は経書にないものであり、やはり礼楽思想と見難い。

殊に重んじられた楽器は琴であり、応劭『風俗通義』声音篇「琴」条には斯くある。

雅琴者、樂之統也。与_二八音_一並行。然君子所_二常御_一者、琴最親密、不_レ離_二於身_一。

樂の統である雅琴は、君子にとって最も親密なものであり、常に身から離すべきでない、という。三国魏の嵇康「琴賦并序」(『文選』卷第18 音楽下)も「衆器之中、琴徳最優」と評している。

琴は君子にとって最も親密な楽器だ、という文を一見すると、これが儒学の文脈で重んじられたかのようなのであるが、必ずしもそうでない。当時の琴は小さくて携帯し易く、隠者の楽器として道家の文脈で重んじられることも多かった(注8)。前漢の劉向『列女伝』賢明篇第2でも、楚王の招きを辞し座の左右に琴や書を置いて生活すべきだ、と楚の於陵に妻が勧めている。

このような風潮を承け、降って六朝末の顔之推『顔氏家訓』は斯く言う。

泊_二於梁初_一、衣冠子孫、不_レ知_レ琴者、号_レ有_レ所_レ闕。〔雜芸篇第19〕
 士君子之処_レ世、貴_二能有_レ益_二於物_一耳。不_レ徒高談虚論、左_レ琴右_レ書、以費_中人君禄位_上也。〔涉務篇第11〕

梁初に至り、琴を知らない者は欠陥があると言われるようになった。しかし、士君子は徒に清談し、座の左右に琴や書を置いて人君の禄位を費やすべきでない、という。君禄を食む士君子は琴などに耽るべきでない、と儒学の文脈から子孫を誡めている。

3. 唐代における音楽思想と楽器演奏

本項では少し降って、唐代の音楽思想と楽器演奏について検討する。

唐朝の第2代太宗には、特殊な音楽思想があった。呉兢『貞観政要』論礼楽篇第29によれば、陳末の「玉樹後庭花」と斉末の「伴侶曲」は所謂亡国の音であり、行路の人を悲泣させたとする御史大夫の杜淹に、太宗はこう反論したという。

太宗曰、「不_レ然。夫音声豈能感_レ人。歡者聞_レ之則悦、憂者聽_レ之則悲。悲悦在_二於人心_一、非_レ由_レ樂也。將_レ亡之政、其人必苦然。苦心所_レ感、故聞而悲耳。何有_三樂声哀怨、能使_二悅者悲_一乎。今玉樹後庭花伴侶之曲、其声具存。朕当_二為_レ公奏_一之。知_二公必不_レ悲耳_一。

音声は歡んでいる者が聞けば悦び、憂えている者が聴けば悲しむだけで、悲悦は人にあつて樂によらない。政が乱れて国が亡びようとしていれば人は必ず苦しく、苦しいから聞いて悲しくなるだけだ。朕が今ここで「玉樹後庭花」や「伴侶曲」を演奏しても、公はきっと悲しくならないだろう、という。

太宗は政治を何より重んじていたものの、この音楽思想では、政治さえ善ければ音楽が乱れてもよいということにもなる。また、『礼記』樂記篇の「亡国之音哀以思、其民困。声音之道、与_レ政通矣」という経説にも明らかに背いている。柏紅秀のように、太宗は儒家伝統の「樂政一体觀念」を打破したと評し得る[柏 2007: 40] (注9)。

やはり柏紅秀の言う[柏 2007: 40]如く、このような太宗の音楽思想は後世批判された。晩唐の李涪『刊誤』卷下樂論章は「聖君有_レ所_レ未_レ悟耳。〔…〕斯曲者、陳隋二主之所_レ作也。二主荒淫自娛、不_レ知_三將_レ亡之音形_二於曲折_一矣」と惜しみ、北宋の司馬光『資治通鑑』卷第192唐紀8太宗貞観2年臣曰条は「奈何以_二齊陳之音_一不_レ驗_二於今世_一、而謂_二樂無_レ益_二於治乱_一、何異_下睹_二拳石_一而輕_中泰山_上乎。必若_レ所_レ言、則是五帝三主之作_レ樂皆妄也」と譏った。太宗も礼楽が無益だとまで言ったことはなく、それどころか初唐の王福時「録唐太宗与房魏論礼楽事」(『中説』)によれば、「礼壞樂崩、朕甚憫_レ之」と憂えていたという。だが、やはり太宗の音楽思想は礼楽思想から逸脱していたと言わざるを得ない。

太宗の特殊な音楽思想が、隋朝衰亡の目撃という特殊な人生経験と関連しているらしいことも、柏紅秀によって指摘されている[柏 2007: 40] (注10)。『旧唐書』卷第85列伝第35張文瓘伝によれば、貞観11年(637)に張文瓘が太楽の改正を請うと、太宗は聴さなかったという。

上謂_二侍臣_一曰、「樂本緣_レ人、人和則樂和。至_レ如_二隋煬帝末年、天下喪乱_一、縱令改_二張音律_一、知_三其終不_二和諧_一。若使_二四海無事、百姓安樂_一、音律自然調和、不_レ藉_二更改_一。竟不_レ依_二其請_一。

楽は人によるため、人が和すれば楽もまた和する。隋末の天下喪乱の如きに至っては、たとえ音律を改張しても和諧しなかつただろう。もし四海が無事で百姓が安楽すれば、音律もまた自然と調和するだろうから改めるに及ばない、という。

何れにせよ龍玉蘭と呉華山が指摘する[龍・呉 2004 : 225](注 11)如く、太宗の楽舞文化観は斬新開明であり、楽舞を娯楽という本質に回帰させるものであった。同帝は楽舞を深く愛し、「秦王破陣楽」のため親しく舞図まで制している。

そして唐朝の皇帝で最も音楽を愛したのは、盛唐、太宗曾孫の第 6 代玄宗であろう。晩唐の南卓『羯鼓録』によれば、同帝は縦の楽才があり、音律に通曉し管絃の妙を尽くし、古の楽師である夔や曠にも劣らないほどで、殊に羯鼓と玉笛を愛したという。また、中唐の楊巨源『吹笛記』は次の逸話を伝える。夢で月宮に遊び、諸仙から寥亮清越な上清の楽を聴いた玄宗は翌日、坐朝の時に指を上下させて腹を按じていた。退朝の後、高力士が聖体に不安があるのでないかと憂えて問うたため、同帝は高力士のため玉笛でその曲を奏して「紫雲回」と名づけた、という。これは、天子が楽器演奏に耽って政務を怠ったものとも見得る。

初盛唐において礼楽思想が盛んだったとは考え難く、盛んでなかったからこそ玄宗は天子でありながら堂々と楽器を演奏し得たと考えるべきであろう。唐代の音楽思想を、前代までのそれが発展しただけのものとするべきでない。

4. 奈良平安時代の礼楽思想と天皇奏楽

本項では奈良平安時代の礼楽思想と天皇奏楽について考察する。

天平 15 年(743)5 月 5 日、内裏の宴席で皇太子阿倍内親王が親しく五節の舞を献ずると、右大臣橘諸兄が聖武帝の詔を奉じて元正上皇に斯く奏した。

曰、「〔…〕天皇命〔天武帝…引用者註〕天下^乎治賜^比平賜^比所^思坐^久、〔上下^乎齊倍和^氣无^動久^静加^尔令^有尔波、礼^等樂^等二^並豆^志辛^久長^久可^有〕随^神所^思坐^豆、此^乃舞^乎始^賜比^造賜^比〔…〕」。〔『続日本紀』同日条〕

天武帝がこの五節の舞を始めたのは、上下の斉和に礼楽二者が必要だからだ、という。これに元正上皇も、今日の芸はただの遊びでなく、天下に君臣祖子の理を教えるためのものだろう、と詔報した。

通説では、このような奈良時代の傾向が平安時代になっても継続し、礼楽思想がますます拡大深化していったかのように叙述されてきた(注 12)。だが平安時代において、礼楽への言及は絶えなかつたものの、奈良時代と比較すれば少なくなる。礼楽思想は平安時代において減衰したと考えるべきであろう。馬淵卯三郎も「平安時代の音楽観に礼楽思想的方向がさほど強く現れてこないようだ」[馬淵 1989 : 192]としている。

礼楽思想の減衰と比例するかのようになり、平安時代において天皇が楽器を演奏するようになった。中川尚子は、天皇の舞楽への関わり方が8世紀の「見る」中心から9世紀の「演奏する」中心に変化したことを指摘する〔中川 1999 : 51〕。楽器演奏の確認できる最古の天皇は、平安前期の淳和帝であろう(注13)。『類聚国史』巻第77音楽「琴」条に「淳和天皇天長四年十月戊申、御_レ紫宸殿_レ賜_レ飲。群臣醉舞、帝_レ彈_レ琴而歌_レ樂」とあり、淳和帝が天長4年(827)に群臣の前で弹琴歌楽したことが知られる。

「問題の所在」で見た如く、豊永は天皇奏楽の背景に「君主が正善な音楽を体得し、社会に広めることにより平和が成就される」という儒教の礼楽思想があったとする。しかし、醉舞する群臣の前での天皇奏楽が礼楽思想の影響によるものだとは考えられない。

また中川は、「演奏する」天皇が登場した理由について、「すでに古くから日本に入ってきていた礼楽思想に加え、平安時代初期に急速に広まったもので、君子の理想的生活には芸能が欠かせないとする「君子左琴」という思想の影響を、大きく受けたと考えられる」〔中川 1999 : 56〕と推測する。しかし前々項で見た如く、漢土で琴書を身から離すべきでないと言われたのは、士君子や処士隠者である。そのため右書左琴の思想は、天皇の楽器演奏を奨励するものでない。

淳和帝の次代で嘉祥3年(850)に崩じた仁明帝について、貞観11年(869)成立の『続日本後紀』は「至_レ鼓琴吹管_レ、古之虞舜漢成_レ兩帝不_レ之過_レ也」と評している(同年3月25日条)。帝舜については理解できるが、前々項で見た元帝の子である前漢の第12代成帝は、『漢書』同帝紀で酒を好み燕楽を楽しみ、王莽による篡位の遠因を作ったと評されている(注14)。帝舜と成帝の並列は、当時、徳と音楽が関連付けられていなかったことを示していよう。

通説は、平安時代の天皇奏楽に影響したものとして、漢代の思想を強調してきた。しかしそれよりも、唐代の風気が影響したと考えるべきであろう。龔賢は、玄宗が盛唐社会の「普遍好楽の風気」を推進したと分析する〔龔 2015 : 379〕。そして下道(後の吉備)真備などが遣使として入唐留学したのもまた、この盛唐であった。唐玄宗と仁明帝を、ある学者は戯れに漢和楽壇史における双子と称したという〔張 2008 : 109〕(注15)。平安時代の天皇奏楽に、数百年前の漢代の思想がほぼ同時代の唐代の風気よりも強く影響していたと考えるべき理由は見出し難い。

そして平安中後期において、天皇が御遊で奏楽したり、読書始に倣って御笛始が行われたり、特定の楽器が累代御物として伝承されたりするようになる。鎌倉前期の順徳帝『禁秘抄』に至っては、「諸芸能事」条で天皇の修めるべき芸能として、「第一御学問」に次ぎ「第二管絃。延喜天曆以後、大略不_レ絶事也」と記された。これらはすべて礼楽思想で説明できない現象である。

結語

以上本論では、盛唐までの漢土における音楽思想と比較しつつ、平安時代の天皇奏楽について考察した。

漢代の『礼記』楽記篇において大成された儒家の礼楽思想は、君子が琴瑟などによって心を治め、

君臣がともに楽を聴いて和敬すべきことなどを説く。しかし、天子がすべきことは楽の演奏でなく、その制度を設計監督したり音を聴いて世の治乱を知ったりすることであった。漢の元帝や成帝が奏楽したことは、礼楽思想の実践でなくただの趣味だったと見るべきである。

唐の太宗は礼楽を重んじながらも、政治が善ければ音楽は問わないとする特殊な音楽思想を示した。これは礼楽思想を打破するものであり、天子奏楽への道が拓かれた。そのため玄宗は公然と奏楽し、天才を発揮した。

日本では奈良時代に強調された礼楽思想が平安時代に減衰し、それとともに天皇が楽器を演奏するようになった。酔舞する群臣の前で奏楽した淳和帝や、鼓琴吹管が漢の成帝に比せられた仁明帝は、平安時代の天皇奏楽が礼楽思想によるものでなかったことを示している。天皇奏楽の背景にあったものは、漢代の礼楽思想でなく盛唐の好楽気風だったと考えられる。

礼楽思想は天子に楽器演奏を要求する、という通説は根拠が全くないように見える。天皇奏楽という重要な問題は、礼楽思想などに付合せず、より慎重に考察されるべきであろう。

注

- (1) また[豊永 2006: 22]参照。豊永はその5年前にも、同趣のことを[豊永 2001: 1]で述べていたが、掲載誌が音楽大学の紀要だったということもあり、注目されるようになったのはやはり著書が刊行され、数本の書評が書かれてからのことであろう。豊永は次著でも「歴代の天皇は、儒教の礼楽思想に則って、帝王にふさわしい楽器を習得して君徳を涵養し、王権を莊嚴化することに努めてきた」[豊永 2017: 67]と述べている。

なお、博搜すれば、豊永より前に礼楽思想という分析概念を用いた平安時代の政治史研究が見出されるかも知れない。しかし、それでも近年の研究動向が豊永に触発されたものであることは動かないであろう。

- (2) 池和田有紀は、「本書最大の特徴は、[…]音楽の持つ儀礼的・宗教的性質を前提として、天皇による奏楽が、礼楽思想に基づく帝王学の一つであり、国家統治にも不可欠であったと認識している点であろう」としつつ、「既存の天皇のイメージにあてはめようとする抽象的・観念的説明に終始しているといえなくもない」[池和田 2007: 87]と評する。また松蘭斉は、「その緻密な研究から逆に前近代の音楽史研究がもつ問題点が浮かび上がってくるように感じられた。[…]たとえば、天皇と貴族の合奏である御遊の成立を、礼楽思想の影響により、帝王学の一つとして天皇の楽器修養が始まったという理解だけでよいのか」[松蘭 2008: 110]と批判する。その他、[荻 2008][石原 2008]参照。

- (3) 奏楽した先王としてよく挙げられるのは帝舜である。『韓非子』外儲説左上第 32 に有若の「昔者舜鼓_レ五絃_一、歌_レ南風之詩_一、而天下治」という言があり、『淮南子』詮言訓や『史記』樂書にもほぼ同文がある。しかし吉川良和が指摘するように、「これは本来、舜は五絃を鼓しながら南風の詩を歌ってのんびりと構えていても天下は治まったという文意である」[吉川良和 2001: 2]。

そのため帝舜弹琴とは本来、奏楽の治でなく無為の治を称揚する、道家由来の伝説であったと考えられる。これは儒家の礼楽思想でない。なお、『礼記』樂記篇には「昔者舜作_レ五絃之琴_一、以歌_レ南風_一。夔始制_レ樂、以賞_レ諸侯_一。故天子之為_レ樂也、以賞_レ諸侯之有_レ德者_一也」とあり、帝舜が五弦の琴を作り南風を歌ったのは有徳の諸侯を賞するためだったとする。

- (4) [土田健次郎 2018]など参照。なお津田左右吉は、「孔子が礼を修めまた説いたことは事実であらうし、楽を学んだことも或はあつたであらう」としつつも、儒家が楽を重んじたのは「それが儀礼として、また儀礼に於いて、奏せられるものであつたから」で、「論語の[…]楽に関する記載の如きも、戦国時代の儒者によつて作られ、さうして孔子に仮託せられたものであらう」と推測する[津田 1965: 215, 418, 217]。しかし、『論語』には儀礼から切り離して楽を重んじた箇所もあるため、従い難い。

伊東倫厚は、「恐らくは西周中期あたりから春秋中期頃までは、貴族階層の占有物であった琴瑟などを伴う楽が、孔子の頃から、それはひとえに世襲貴族の没落と士階層の抬頭に起因するわけだが、士人——とはいつでも主として文を事とする士——たるべき者のたしなみの一つとなって来た」[伊東 1972: 99]と推論す

る。従うべきであろう。なお、児玉憲明は「音楽に礼と同等の価値が与えられて「礼楽」と併称されるのは、『論語』のうちでもむしろ、後時の成立と考えられる後半10篇においてである」[児玉 1987: 72-73]と指摘する。

(5) ただし伊東倫厚は、『荀子』楽論篇は荀子後学の増補だろうとする[伊東 1972: 85]。

(6) 遙か後世、初唐の虞世南は『帝王略論』巻第2 漢元帝論で同帝を斯く酷評する。

夫人君之才、存_レ乎遠大之略_一、在_レ於文徳武功二途_一而已。其余無_レ足_レ觀焉。文則經天緯地、詞令典冊、武則禁暴戢兵、安民和衆。此南面之宏図也。至_レ於鼓瑟吹簫、和声度曲_一、斯乃伶官之職。豈天子之所_レ務乎。

人君の才は遠大の略と文武二途にのみあり、鼓瑟吹簫や和声度曲などは天子でなく楽官がすべきことだ、という。なお周知の如く、虞世南は太宗に事えた。

(7) なお王利器の註した如く、河間献王『楽記』の逸文とも見得る。

(8) 琴や琴書の表象については、[青木 1970: 200-210]や[蜂屋 1985: 185-189]、[中 2008: 87-118]、[谷口 2003]など参照。

(9) なお、類似の指摘は[楊 1980: 269]などにもある。また李沢厚と劉綱紀は、太宗の斯かる音楽思想は三国魏の嵇康「声無哀楽論」に影響されたものだとする[李・劉(主編)1987: 236-37]。影響があったとまで言い得るかは明らかでないが、近いとは言い得よう。

(10) また太宗の人生経験以外に、唐は西北の長安を都としたため西方から伝来する新奇な音楽に親しみ易かった、という地理条件もあったろう。

(11) なお、類似の指摘は[楊 1980: 269]などにもある。

(12) 吉川英史は「礼楽思想は、本場の中国よりもむしろ日本でますます発展し、実践されるに至るのである」[吉川英史 1965: 52]と述べたが、従い得ない。

(13) 豊永聡美は「桓武までは、中川氏が指摘する芸能を「見る」立場の天皇であった可能性が高い」、「嵯峨自身が琴や笛などの楽器を習得し、かつ堪能であったことは間違いないと推定される」[豊永 2006: 16-17]と述べており、淳和帝の前代の嵯峨帝から中川尚子の所謂「演奏する」天皇になったと考えたらしい。しかし、『日本三代実録』貞観6年(864)2月2日条高橋文室麻呂卒伝や同10年閏12月28日条源信薨伝によれば、嵯峨帝は在位中でなく、淳和帝に譲位して上皇となった後に文室麻呂や信に奏楽を教授したようである。そのため、公然と奏楽した天皇の初例とは見難い。

(14) なお、『漢書』で成帝は元帝のような奏楽の名手だったとされていない。そのため、何故『続日本後紀』が仁明帝を成帝に比擬したかは未詳。

(15) その学者の名は伏せられているため未詳。

引用文献

傍点はすべて引用者による。

青木正児

1970 『青木正児全集7』東京：春秋社

池和田有紀

2007 「豊永聡美著『中世の天皇と音楽』」『史学雑誌』116-11: 84-93

石原比伊呂

2008 「豊永聡美『中世の天皇と音楽』」『歴史学研究』840: 46-49

伊東倫厚

1972 「古代中国の音楽理論——『荀子』及び『呂氏春秋』の場合——」『東京大学教養学部人文科学科紀要国文学・漢文学』55: 79-102

萩美津夫

2008 「豊永聡美著『中世の天皇と音楽』」『歴史評論』701: 87-91

龔賢

2015 「論唐玄宗対楽舞芸術的管理及其社会意義」『人文論叢』2014-2: 378-387

児玉憲明

1987 「孔丘音楽論管釈」『人文科学研究』71: 63-78

谷口高志

2003 「唐代音楽詩における楽器のイメージ——琴・箏・琵琶・笛——」『待兼山論叢文学篇』37: 51-65

- 張可
2008 「音楽帝王同留佳話——唐玄宗与仁明天皇——」『滄州師範專科學校學報』24-1: 109
- 津田左右吉
1965 『津田左右吉全集 16』東京: 岩波書店
- 土田健次郎
2018 「論語入門(12) ——孔子と音楽——」『弘道』1112: 47-52
- 豊永聡美
2001 「平安時代における天皇と音楽」『東京音楽大学研究紀要』25: 1-20
2006 『中世の天皇と音楽』東京: 吉川弘文館
2017 『天皇の音楽史——古代・中世の帝王学——』東京: 吉川弘文館
- 中純子
2008 『詩人と音楽——記録された唐代の音——』東京: 知泉書館
- 中川尚子
1999 「古代の芸能と天皇——「宮廷芸能」の成立をめぐる——」『日本史研究』447: 27-56
- 柏紅秀
2007 「論唐太宗の音楽思想」『塩城師範学院学報人文社会科学版』27-2: 38-42
- 蜂屋邦夫
1985 『中国の思惟』京都: 法蔵館
- 福島和夫
2001 「中世における管絃歌舞」福島和夫編『中世音楽史論叢』1-14 頁, 大阪: 和泉書院
- 松蘭齊
2008 「豊永聡美著『中世の天皇と音楽』」『日本歴史』718: 109-111
- 馬淵卯三郎
1989 「17 世紀後半における礼楽思想と音楽の様式」『大阪教育大学紀要第 1 部門人文科学』38-2: 189-204
- 尤海燕
2013 『古今和歌集と礼楽思想——勅撰和歌集の編纂原理——』東京: 勉誠出版
- 楊蔭澗
1980 『中国古代音楽史稿上冊』北京: 人民音楽出版社
- 吉川英史
1965 『日本音楽の歴史』大阪: 創元社
- 吉川良和
2001 「漢代琴楽と孔子学鼓琴疑義」『一橋論叢』126-2: 1-19
- 李沢厚・劉綱紀(主編)
1987 『中国美学史 2 上』北京: 中国社会科学出版社
- 龍玉蘭・吳華山
2004 「簡論唐太宗の樂舞文化觀」『求索』2004-7: 224-225

史料からの引用では適宜字体と句読点を改め、訓点や傍点、括弧を付し、改行を省いた。

新釈漢文大系(明治書院)

- 『韓非子』
- 『荀子』
- 『貞観政要』
- 『文選』
- 『礼記』
- 『論語』

中華書局点校本

- 『漢書』
- 『旧唐書』

- 『資治通鑑』
新編諸子集成、同統編(中華書局)
『顔氏家訓』
『中説』
『白虎通義』
『風俗通義』
2017 会田大輔「『帝王略論』巻2校注稿」(『明大アジア史論集』21:142-117)
『帝王略論』
唐宋史料筆記叢刊(中華書局)
『刊誤』
新日本古典文学大系(岩波書店)
『続日本紀』
新訂増補国史大系(吉川弘文館)
『続日本後紀』
『類聚国史』
群書類従(続群書類従完成会)
『右記』
『禁秘抄』

付記 本稿は、令和元年度科学研究費補助金(若手研究B)による研究成果の一部である。